

製品偽造防止監督管理弁法

2002年11月1日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

製品偽造防止監督管理弁法

(2002年11月1日国家質量監督檢驗檢疫總局令第27号公布)

第一章 總 則

第一条 製品偽造防止に対する監督管理を強化し、偽造・模倣等違法行為を予防し取り締まり、市場經濟の秩序を維持・保護し、製品メーカー、利用者と消費者の合法的權益を有効に保護するため、「中華人民共和國製品質量法」、「工業製品生産許可証試行条例」及び國務院が国家質量監督檢驗檢疫總局（以下、国家質檢總局と略称）に付与した職責に準拠し、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和國国内において、偽造防止技術、偽造防止技術製品及び偽造防止鑑別装置の研究製造、生産、使用に従事する際、本弁法を遵守しなくてはならない。

法律、行政法規及び國務院より別途規定される場合は、除外する。

第三条 国家質檢總局は製品偽造防止に対して統一に監督管理し、全国偽造防止技術製品管理弁公室（以下、全国偽造防止弁と略称）は全国の製品偽造防止監督管理の具体的な実施業務を引き受ける。

各省、自治区、直轄市の品質技術監督部門（以下、省級品質技術監督部門と略称）は当該行政区内における製品偽造防止の監督管理に責任を負う。

第四条 製品偽造防止の監督管理につき、国家質檢總局の統括管理、関連部門の連携体制、仲介機構の参加、企業の自主規制との原則を実施する。

第五条 本弁法に従って合法的な資格を取得した偽造防止技術、偽造防止技術製品、偽造防止鑑別装置及び偽造防止技術を利用する製品に対して、国家は法的保護を与える。

第六条 製品偽造防止監督管理機構、仲介機構、技術評価審査機構、測定機構及びその職員は科学、公正、事実に基づく原則を守り、偽造防止技術の機密を保持しなくてはならない；職権を濫用し、私利私欲のために不正を働き、偽造防止技術機密の漏洩または拡散を行ってはならない。

第二章 偽造防止技術製品の生産管理

第七条 偽造防止技術製品及び偽造防止鑑別装置（以下、偽造防止技術製品と略称）に対して、国家は生産許可証制度を実施する。偽造防止技術製品を生産するすべての企業は、国家質檢總局より発行される偽造防止技術製品の生産許可証を取得してから、当該製品を生産する資格を有するものとする。

第八条 偽造防止技術製品の生産許可証を申請する企業は、製品の偽造防止技術の評価審査を通過しなくてはならない。

偽造防止技術に対する評価審査は、国家質検総局が偽造防止技術評価審査機構に依頼し、偽造防止技術専門家委員会を組織させ実施する。

偽造防止技術評価審査機構、偽造防止測定機構に対して、国家は資格確認管理を行い、偽造防止技術専門家委員会の専門家に対しては登録管理を実施する。

第九条 偽造防止技術製品生産許可証を申請する企業は以下の条件を備えなくてはならない。

- (一) 関連法律、法規より定められる企業設立条件に合致する；
- (二) 企業の営業項目に、許可取得を申請する製品が含まれる；
- (三) 製品は、関連する国家基準または業界基準、企業基準に合致する；
- (四) 生産する偽造防止技術製品に適応する工場建物、設備、生産技術と測定手段を有する；
- (五) 生産する偽造防止技術製品に適応する技術力と管理人材を有する；
- (六) 完全で、効果的な品質保証システムを有する；
- (七) 健全な、有効的な安全・機密保持制度と機密保持対策を備える。

第十条 偽造防止技術製品の生産企業は、省級品質技術監督部門に偽造防止技術製品生産許可証の発行を申請し、以下の書類を提出しなくてはならない。

- (一) 偽造防止技術製品の生産許可申請書；
- (二) 企業の営業許可及び組織機構コード証書（副本）；
- (三) 「偽造防止技術評審証書」；
- (四) 偽造防止技術或いは偽造防止鑑別技術の権利所属証明書；
- (五) 法的要求事項に合致する製品基準；
- (六) 法定検査機構が発行する有効な製品検査報告書或いは鑑定証明書；
- (七) その他の届出すべき書類。

第十一条 省級品質技術監督部門は、企業の生産許可申請書類を受領した後、稼働日7日間以内に、申請条件に合致する企業に対して偽造防止技術製品生産許可証受理通知書を発送しなくてはならない。工業製品生産許可証管理法規の関連規定に準拠して、書類審査、現場審査、サンプル製品測定を行う。証明書の発行条件に適合する場合、国家質検総局によって偽造防止技術製品生産許可証を発行し、且つ統一に公告する。

第十二条 偽造防止技術製品生産許可証の発行送達及び監督管理は、国家工業製品生産許可証管理に関する法規、規章に準拠し実施する。

第十三条 偽造防止技術製品の生産企業は以下の規定を遵守しなくてはならない。

- (一) 偽造防止技術製品の国家基準、業界基準及び企業基準を厳格に適用する；
- (二) 偽造防止技術製品の生産には、書面による契約を締結し、双方の権利、義務と違約責任を明確にしなくてはならない；契約を締結せずに偽造防止技術製品或いは偽造防止技術製品を含める包装物、シール等の違法生産・売買を禁止する；
- (三) 偽造防止技術製品の供給の唯一性を確保しなくてはならない。契約に定めた以外の第三者のために同一或いは類似する偽造防止技術製品を生産してはならない；
- (四) 偽造・模倣の偽造防止技術製品を生産し、或いは受託して生産をしてはなら

ない；

(五) 機密保持制度を厳格に実施し、偽造防止技術機密を保持する。

第十四条 偽造防止技術製品の生産企業は、偽造防止技術製品の生産業務を引き受ける際、委託者から提供される関連証明書類を確認しなくてはならない。以下の内容を含む。

(一) 企業の営業許可書副本或いは関連する身分証明書類；

(二) 偽造防止技術製品を使用する製品の名称、型番及び当該製品に対する、国家質検総局より指定された品質検査機構の検査合格報告書；

(三) 偽造防止標識付き商標、品質マークの印刷にあたって、商標所有証明と品質マーク認定証明を提出しなくてはならない；

(四) 国外の組織或いは個人が生産を委託する場合、その所属国または地域での合法的な身分証明と営業証明も提示しなくてはならない。

第十五条 偽造防止技術製品の生産企業は、自ら生産した製品の品質に責任を負う。その製品の偽造防止機能或いは偽造防止鑑別能力の低下により、ユーザの要求を充足できない場合、即時に生産を停止し、全国偽造防止弁へ報告しなくてはならない；ユーザに損失をもたらした場合、法律に準じて経済賠償責任を負担しなくてはならない。

第十六条 国家質検総局は、偽造防止技術製品の品質に対して国家監督抜き取り検査を実施する。地方監督抜き取り検査は、県級以上の品質技術監督部門によって当該行政区域内において組織し実施する。

第三章 偽造防止技術製品の使用

第十七条 政府は、偽造防止仲介機構が偽造防止技術製品の応用推進に架け橋の役目を果たすことを奨励し、企業の偽造防止技術製品採用を奨励する。

第十八条 偽造防止技術製品の使用に対して登録公告制度を実施する。

第十九条 偽造防止技術製品の使用者は、以下の書類を持って所在する市（地区）級品質技術監督部門にて偽造防止技術製品の使用登録手続きを行うものとする。

(一) 企業の営業許可書副本或いは関連する身分証明書類；

(二) 偽造防止技術製品の生産者側と使用者側が締結した契約書の謄本；

(三) 偽造防止技術を使用する製品の名称、型番、偽造防止マークの図形；

(四) 法定品質検査機構が発行する検査報告書或いは鑑定証明書；

(五) 公開でき、ユーザが識別に利用する偽造防止特徴及び法執行の識別に利用する偽造防止特徴資料。

第二十条 各市（地区）級品質技術監督部門が偽造防止技術製品の使用登録を行った後、省級品質技術監督部門へ報告し、統一に公告される。

第二十一条 国务院の関連部門或いは業界のリーディング単位が偽造防止技術を応用し、ある種類の製品に対して統一に偽造防止管理を行う場合、国家質検総局と共

同に公開入札募集を行い、偽造防止技術と偽造防止技術製品を選定し、同時に使用登録を行わなくてはならない。

第二十二條 国外の偽造防止技術と偽造防止技術製品を国内で使用する場合、全国偽造防止弁に報告し偽造防止登録登記を行った後、使用することができる。

第二十三條 偽造防止技術製品の使用者は以下の規定を遵守しなくてはならない。

(一) 偽造防止技術製品生産許可証を取得した偽造防止技術製品生産企業より生産される合格な偽造防止技術製品を選定・使用しなくてはならない；

(二) 国外の偽造防止技術製品を選定・使用する場合、我が国の偽造防止登録登記を取得した製品でなくてはならない；

(三) 偽造防止技術製品を使用する際、許可された範囲内で使用し、使用範囲の無断拡大或いは任意変更をしてはならない；

(四) 偽造防止製品の使用停止またはその使用範囲を変更、拡大する場合、登録を行った元の品質技術監督部門で使用停止或いは再登録の手続きを行わなくてはならない；

(五) 偽造防止技術の機密を保持する。

第二十四條 偽造防止技術製品の生産企業が他所で使用推進機構を設立する場合、現地の省級品質技術監督部門に当該企業の偽造防止技術製品生産許可証或いは登録登記証明を提示し、登録を行ってから、業務展開ができるものとする。

第二十五條 如何なる単位又は個人でも、不合格或いは偽造・模倣製品に偽造防止技術製品を使用してはいけない。

第二十六條 登録した偽造防止技術製品の使用者は、使用する偽造防止技術製品の偽造防止機能が適切でなく、偽造防止不能を発見する場合、偽造防止技術製品の生産企業にフィードバックし、且つ現地或いは国家質検部門に報告し処理協力を求めることができる。

第四章 罰 則

第二十七條 本弁法に従って生産許可証を取得せず、無断で偽造防止技術製品を生産、販売する、及び偽造防止技術製品生産許可証を取得したが、所定範囲外で偽造防止技術製品を生産する場合、品質技術監督部門はその生産販売の停止、限定期日内に生産許可証の取得を命ずる；違法生産した製品を押収し、違法所得がある場合、違法所得を押収し、且つ違法生産販売製品（売られたのと売られていない製品を含む）の価値金額の15%～20%の罰金を課する；損失をもたらした場合は、法律に準拠し賠償責任を負うものとする。

第二十八條 偽造防止技術製品の生産企業に下記行為の一つがある場合、それぞれ処罰を行わなくてはならない。

(一) 関連する強制的基準に合致しない偽造防止技術製品を生産する場合、生産、販売の中止を命じ、且つ「中華人民共和国製品質量法」と「中華人民共和国標準化法」

の関連規定に準拠して処罰するものとする。

(二) 他人の偽造防止技術製品の偽造・模倣品を生産する、第三者のために同一或いは類似する偽造防止技術製品を生産する、及び契約を締結せず或いは契約を違反して偽造防止技術製品或いは偽造防止技術製品を含む包装物、シールを違法に生産、売買する場合、その生産、販売の停止を命じ、製品を押収し、監督の下で廃却または必要な技術的処置を行い、違法所得がある場合、違法所得を押収する；且つ、2 万元以上 3 万元以下の罰金を課する；状況が深刻な場合、生産許可証を撤回する。

第二十九条 偽造防止技術製品の使用者に下記行為の一つがある場合、改正を命じ、且つ 1 万元以上 3 万元以下の罰金を課する。

(一) 生産許可証を取得していない偽造防止技術製品生産企業が生産した偽造防止技術製品を選定・使用した場合；

(二) 偽造防止登録登記を取得していない国外の偽造防止技術製品を選定・使用した場合；

(三) 偽造・模倣製品に偽造防止技術製品を使用した場合。

第三十条 偽造防止技術評価審査、偽造防止技術製品生産許可及び偽造防止登録登記等証書を偽造し或いは盗用した場合、品質技術監督部門はその改正を命じ、且つ「中華人民共和国製品質量法」第五十三条の規定に準拠し処罰を行う。

第三十一条 製品偽造防止技術評価審査機構、検査機構が事実合致しない結論とデータを発表した場合、「中華人民共和国製品質量法」第五十七条の規定に準拠し処罰を行う。

第三十二条 製品偽造防止管理に従事する国家の職員が職権を濫用し、私利私欲のために不正を働き、または偽造防止技術機密を漏洩した場合、行政処分を行う；犯罪が成立する場合、法律に準じて刑事責任を追究する。

第三十三条 本弁法に定める証書の撤回処罰は証明書発行部門が責任を負うものとし、その他の処罰は県級以上の品質技術監督部門が執行責任を負うものとする。

第三十四条 関係当事者は行政処罰決定に対して異議がある場合、法に準じて行政復議或いは行政訴訟を提起することができる。

第五章 附 則

第三十五条 本弁法で称する製品偽造防止とは、偽造防止技術の開発、偽造防止技術製品の生産、応用、且つ偽造防止技術手段によって社会へ製品の真実性担保を明示する全過程をいう。

本弁法で称する偽造防止技術とは、偽造防止の目的に達成するために用いた、定められた範囲内において真偽を正確に鑑別し且つ容易に模倣、複製できない技術をいう。偽造防止技術製品とは、偽造防止を目的に、偽造防止技術を用いて製造した偽造防止機能付き製品のことをいう。

第三十六条 本弁法の実施細則は別途公布する。

第三十七条 本弁法は国家質検総局が解釈責任を負うものとする。

第三十八条 本弁法は、2002年12月1日から施行し、元国家技術監督局が1996年1月に公布した「偽造防止技術製品管理弁法（試行）」（技監局総発〔1996〕22号）は、同時に廃止する。

（ソース：質検総局ウェブサイト）

チャイナネット 2002年11月13日